ることに決定し右の要旨全員の同意を得て採用した

以上

附箋 昭和十二年十一月十日中央協和会ヨリ右ノ如キ建議ヲ理事会ニ提出シ[illegible]、十一月十七日[illegible]

一面ニ五ヲ松岡会長西尾主事カ関係各省大臣並ニ商務[illegible]ニ之カ実施ヲ要請シタ。

産業統制に関する建議

刻下の非常時的諸状勢に當面し、国家の前途、寔に深憂に堪へざるものがあります。言ふ迄もなく之が打開は、国民の一致協力によらなければ断じて不可能であります。而して国民の一致協力は、健全なる国民経済を樹建し、国民生活の安定を図り、以て階級対立の原因を除去するに非ざれば、その完璧を期することは出来ないのであります。故に、国家の産業及労働政策は、茲にその根本基調を置き、資本の不當なる搾取を抑圧すると共に、